

静岡県告示第696号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第8条に基づき、伊豆半島沿岸（下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、熱海市、伊東市、沼津市及び伊豆市）に係る高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、同法第14条の3第3項及び同規則第9条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県下田土木事務所、静岡県熱海土木事務所及び静岡県沼津土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

=====

静岡県告示第697号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第8条に基づき、駿河湾沿岸（沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市及び御前崎市）に係る高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、同法第14条の3第3項及び同規則第9条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県沼津土木事務所、静岡県富士土木事務所、静岡県静岡土木事務所、静岡県島田土木事務所及び静岡県袋井土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友

=====

静岡県告示第698号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第8条に基づき、遠州灘沿岸（御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市）に係る高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、同法第14条の3第3項及び同規則第9条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県袋井土木事務所及び静岡県浜松土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木 康 友